

最近の豚コレラ、アフリカ豚コレラを めぐる情勢について

令和元年10月3日

農林水産省消費・安全局動物衛生課

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

豚コレラ対策に係る歴史

日本	EU	OIE
<p>1969年、生ワクチン実用化</p> <p>1992年、熊本で最終発生(恒常的にワクチン接種を実施していたが、生産者からもコスト縮減の一環として豚コレラ撲滅、ワクチンに頼らない防疫対策への転換の要望)</p> <p><u>1996年、豚コレラ撲滅対策開始</u></p> <p>2000年、ワクチン接種を原則禁止、輸入検疫を強化(使用には都道府県知事の許可が必要)</p> <p>2004年、鹿児島県においてワクチン由来ウイルスによる疑似患畜が5事例相次いで発生。ワクチンを使用せず殺処分により対応。ワクチン接種豚(抗体陽性豚)の存在が防疫の支障になったとして全面中止の提言</p> <p><u>2004年、それまでのBSE等の家畜伝染病の発生を受け、飼養衛生管理基準を新設</u></p> <p>2006年、ワクチンを全面中止。防疫指針でワクチンを「緊急時の対応」として位置づけ。</p> <p>2007年、豚コレラ清浄国宣言(ワクチン中止から1年経ったため)</p> <p><u>2014年、口蹄疫の発生による家畜伝染病予防法の改正により、飼養衛生管理基準を改正、指導・勧告・命令規定を新設</u></p> <p>2015年、OIEにより清浄国認定</p>	<p><u>1980年、豚コレラ撲滅プログラムを策定</u>(EEC/80/217)し、全EU諸国が5年以内にワクチン非接種清浄になることを目指し、豚コレラ感染地域において、ワクチン接種を段階的に中止する方針となった。</p> <p>1990年代、欧州で豚コレラ大流行するも、ワクチン接種をせずに清浄化を達成。</p> <p>1990年代以降、ドイツでは野生イノシシ由来で家畜で豚コレラが発生するも、野生イノシシへの経口ワクチン散布により2009年家畜において豚コレラ清浄化を達成。</p> <p><u>現在は、豚コレラ防疫措置に関するEU法</u>(2001/89/EC)に基づき、ワクチン接種は原則禁止。</p>	<p>1994年、WTOの発足、SPS協定ができたことにより、国際基準としてのOIEステータスの重要性が拡大。経済的な合理性や技術的要件から優先度を設け、疾病毎に順次協議を開始。</p> <p>2010年、豚コレラに関する議論を開始。</p> <p>2013年、OIE総会において、豚コレラを公式認定疾病とすることが採択。</p> <p>2015年、豚コレラの公式認定開始</p>

【 特徴 】

【 近隣諸国の発生状況 】

【 我が国の発生状況 】

豚コレラ

- 病原体
豚コレラウイルス
- 特徴
 - ・豚－豚（イノシシ）間の接触により感染。
- ※ 有効なワクチンが存在

- 欧州、アジア、アフリカ、南米の一部の国々で発生。
- アジアにおいては全ての国で豚コレラが発生。日本以外の国のOIEステータスは、発生中あるいはワクチン接種により非清浄国。

- 昨年9月に岐阜県において、26年ぶりに発生。
- 岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県及び長野県の6県で発生。これまで約14.4万頭を殺処分。
- 野生イノシシでは9県で感染確認（上記6県に加え、石川県、富山県、滋賀県）。

アフリカ豚コレラ

- 病原体
アフリカ豚コレラウイルス
- 特徴
 - ・豚コレラに酷似するが、病原性は強い傾向。（感染力は同等とされる）
 - ・豚－豚間の接触以外に、ダニによっても媒介される。
- ※ ワクチン、治療法はない

- アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）の国々で発生。
- 昨年8月の中国における発生以降、アジア各国に感染が拡大しつつ、発生が継続。
- 本年9月には、韓国において発生し、これまでに9事例を確認。

- 未発生。
- 本年4月22日にはアフリカ豚コレラ対策について、関係省庁が申し合わせ。

豚コレラの防疫措置対応(概要)

令和元年9月30日 18時00分現在

事例数: 45事例 (防疫措置対象: 79農場、4と畜場、144,230頭)				農林水産省 対策本部	防疫対応状況(予定は最短の場合)			
発生場所		発生日	飼養頭数※(種別) ※飼養頭数は患者確定時の頭数		措置完了日(〇日)		17日目 ～ 搬出制限区域 解除	28日目 ～ 移動制限区域 解除
					防疫措置(殺処分、消毒等)			
					開始	完了		
①	豚一貫農場 (岐阜県岐阜市)	2018年 9月9日	546頭	9月9日	9月9日 6時00分	9月11日 14時00分	9月29日0時解除	10月10日0時解除
②	畜産センター公園 (岐阜県岐阜市)	2018年 11月16日	21頭	-	11月16日 1時00分	11月16日 15時00分	12月4日0時解除	12月15日0時解除
③	畜産研究所 (岐阜県美濃加茂市)	2018年 12月5日	503頭	12月5日	12月5日 5時30分	12月7日 15時32分	12月25日0時解除	1月5日0時解除
④	いのしし飼養施設 (岐阜県関市)	2018年 12月10日	21頭(いのしし)	-	12月10日 11時30分	12月11日 15時56分	12月29日0時解除	1月9日0時解除
⑤	農業大学校 (岐阜県可児市)	2018年 12月15日	10頭	-	12月15日 20時30分	12月16日 15時35分	1月3日0時解除	1月14日0時解除
⑥	豚一貫農場 (岐阜県関市)	2018年 12月25日	8,083頭	-	12月25日 7時30分	12月28日 8時10分	1月16日0時解除	1月26日0時解除
⑦	豚一貫農場 (岐阜県各務原市)	2019年 1月29日	1,609頭	-	1月29日 9時00分	1月31日 7時00分	2月18日0時解除	3月1日0時解除
	と畜場(㊦) (岐阜県岐阜市)	(関連と畜場)	150頭(係留頭数)		1月29日 17時45分	1月31日 7時00分	-	-
	豚肥育農場(㊧) (岐阜県本巣市)	(関連農場)	778頭		1月30日 13時20分	2月1日 6時50分	-	-
⑧	豚一貫農場 (愛知県豊田市)	2019年 2月6日	5,620頭	2月6日	2月6日 午前	2月12日 8時00分	3月2日0時解除	3月13日0時解除
	豚肥育農場(㊨) (愛知県田原市)	(関連農場)	1,611頭		2月6日 13時00分	2月10日 21時00分	-	-
	豚肥育農場(㊩) (長野県宮田村)	(関連農場)	2,444頭		2月6日 13時00分	2月8日 17時30分	-	-
	と畜場(㊪) (長野県松本市)	(関連と畜場)	38頭(係留頭数)		2月6日 11時00分	2月8日 17時30分	-	-
	豚一貫農場(㊫) (岐阜県恵那市)	(関連農場)	4,333頭		2月6日 9時00分	2月8日 17時10分	-	-
	豚肥育農場(㊬) (大阪府東大阪市)	(関連農場)	737頭		2月6日 9時30分	2月15日 17時30分	-	-
	豚肥育農場(㊭) (滋賀県近江八幡市)	(関連農場)	699頭		2月6日 10時30分	2月8日 17時45分	-	3 -

豚コレラの防疫措置対応(概要)

令和元年9月30日 18時00分現在

事例数: 45事例 (防疫措置対象: 79農場、4と畜場、144,230頭)				農林水産省 対策本部	防疫対応状況(予定は最短の場合)			
発生場所	発生日	飼養頭数※(種別) ※飼養頭数は患者確定時の頭数	措置完了日(〇日目)		17日目 搬出制限区域 解除	28日目 移動制限区域 解除		
			防疫措置(殺処分、消毒等)					
			開始		完了			
⑨ 豚一貫農場(1戸2農場) (愛知県田原市)	2019年 2月13日	1,740頭	-	2月13日 8時00分	2月24日 20時00分	3月17日0時解除	3月25日0時解除	
	養豚団地関連(7戸14農場)(㊟) (愛知県田原市)	(関連農場)						15,585頭
⑩ 豚肥育農場 (岐阜県瑞浪市)	2019年 2月19日	5,765頭	-	2月19日 11時00分	2月23日 7時00分	3月13日0時解除	3月24日0時解除	
⑪ 豚一貫農場 (岐阜県山県市)	2019年 3月7日	1,503頭	-	3月7日 9時30分	3月9日 7時30分	3月28日0時解除	4月7日0時解除	
⑫ 豚繁殖農場 (岐阜県山県市)	2019年 3月23日	3,637頭	-	3月23日 9時00分	3月26日 7時00分	4月14日0時解除	4月24日0時解除	
⑬ 豚一貫農場 (愛知県瀬戸市)	2019年 3月27日	4,131頭	-	3月27日 12時40分	4月3日 19時30分	5月12日0時解除	5月23日0時解除	
⑭ 豚一貫農場 (愛知県田原市)	2019年 3月28日	1,730頭	-	3月28日 12時00分	4月5日 17時00分	5月24日0時解除	5月24日0時解除	
	養豚団地関連(3戸3農場)(㊟) (愛知県田原市)	(関連農場)						6,421頭
⑮ 豚一貫農場 (愛知県瀬戸市)	2019年 3月29日	1,468頭	3月29日	3月29日 11時:50分	4月3日 19時30分	5月12日0時解除	5月23日0時解除	
⑯ 豚一貫農場 (愛知県田原市)	2019年 3月29日	1,014頭		3月29日 23時45分	4月2日 16時00分	6月17日0時解除	6月21日0時解除	
⑰ 豚一貫農場 (岐阜県美濃加茂市)	2019年 3月30日	666頭	-	3月30日 15時30分	3月31日 15時30分	4月18日0時解除	4月29日0時解除	
⑱ 豚一貫農場 (岐阜県恵那市)	2019年 4月9日	3,521頭	-	4月9日 11時18分	4月11日 17時00分	4月29日0時解除	5月10日0時解除	
⑲ 豚一貫農場 (愛知県瀬戸市)	2019年 4月10日	4,641頭	-	4月10日 15時00分	4月15日 18時00分	5月12日0時解除	5月23日0時解除	
⑳ 豚一貫農場 (岐阜県恵那市)	2019年 4月17日	9,830頭	-	4月17日 11時30分	4月22日 8時00分	5月10日0時解除	5月21日0時解除	
	と畜場(ア) (岐阜県岐阜市)	(関連と畜場)		67頭	4月17日 17時00分	4月18日 8時00分	-	4 -

豚コレラの防疫措置対応(概要)

令和元年9月30日 18時00分現在

事例数: 45事例 (防疫措置対象: 79農場、4と畜場、144,230頭)			農林水産省 対策本部	防疫対応状況(予定は最短の場合)				
発生場所	発生日	飼養頭数※(種別) ※飼養頭数は患畜確定時の頭数		措置完了日(〇日目)		17日目 ～ 搬出制限区域 解除	28日目 ～ 移動制限区域 解除	
				防疫措置(殺処分、消毒等)				
				開始	完了			
⑳	豚一貫農場 (愛知県田原市)	2019年 4月21日	1,024頭	—	4月21日 11時40分	4月25日 19時00分	5月24日0時解除	5月24日0時解除
	豚肥育農場(㊦) (愛知県田原市)	(関連農場)	391頭	—	4月21日 10時45分	4月25日 19時00分	—	—
	豚肥育農場(㊧) (愛知県田原市)	(関連農場)	311頭					
㉑	豚一貫農場 (愛知県瀬戸市)	2019年 4月22日	966頭	—	4月22日 12時00分	4月24日 19時00分	5月12日0時解除	5月23日0時解除
㉒	豚一貫農場 (愛知県田原市)	2019年 5月17日	3,433頭	—	5月17日 16時00分	5月23日 20時00分	7月7日0時解除	7月15日0時解除
	養豚団地関連(1戸1農場)(㊨) (愛知県田原市)	(関連農場)	1,304頭		5月17日 16時00分	5月23日 20時00分	—	—
㉓	豚一貫農場 (岐阜県山県市)	2019年 5月25日	2,040頭	—	5月25日 15時00分	5月28日 8時00分	6月15日0時解除	6月26日0時解除
㉔	豚肥育農場 (岐阜県山県市)	2019年 6月5日	7,429頭	6月6日	6月5日 18時10分	6月10日 8時20分	6月28日0時解除	7月9日0時解除
㉕	豚一貫農場 (愛知県田原市)	2019年 6月12日	1,271頭	—	6月12日 14時45分	6月16日 10時00分	7月7日0時解除	7月15日0時解除
㉖	豚一貫農場 (岐阜県関市)	2019年 6月23日	1,193頭	—	6月23日 18時00分	6月25日 12時50分	7月13日0時解除	7月24日0時解除
㉗	豚一貫農場 (愛知県西尾市)	2019年 6月29日	1,141頭	—	6月29日 19時15分	7月9日 23時50分	7月28日0時解除	8月7日0時解除
	養豚団地関連(4戸6農場)(㊩) (愛知県西尾市)	(関連農場)	6,687頭	—	6月29日 19時15分	7月9日 23時50分	—	5

豚コレラの防疫措置対応(概要)

令和元年9月30日 18時00分現在

事例数: 45事例 (防疫措置対象: 79農場、4 と畜場、144,230 頭)				農林水産省 対策本部	防疫対応状況(予定は最短の場合)			
発生場所	発生日	飼養頭数*(種別) *飼養頭数は患者確定時の頭数	措置完了日(〇日目)		17日目 搬出制限区域 解除	28日目 移動制限区域 解除		
			防疫措置(殺処分、消毒等)					
			開始		完了			
②9	豚一貫農場 (岐阜県恵那市)	2019年 7月3日	4,810頭	-	7月3日 23時00分	7月7日 15時15分	7月25日0時解除	8月5日0時解除
③0	豚肥育農場 (愛知県長久手市)	2019年 7月8日	583頭	-	7月8日 9時00分	7月12日 17時00分	7月31日0時解除	9月11日0時解除
	豚肥育農場(㊟) (愛知県瀬戸市)	関連農場	217頭				-	-
③1	豚一貫農場 (岐阜県七宗町)	2019年 7月10日	405頭	-	7月10日 7時00分	7月11日 14時30分	7月29日0時解除	8月9日0時解除
③2	豚一貫農場 (三重県いなべ市)	2019年 7月24日	4,189頭	-	7月24日 21時00分	7月30日 22時00分	8月17日0時解除	8月28日0時解除
③3	豚一貫農場 (岐阜県恵那市)	2019年 7月27日	1,007頭	-	7月28日 2時00分	7月30日 10時30分	8月17日0時解除	8月28日0時解除
③4	豚一貫農場 (福井県越前市)	2019年 7月29日	297頭	7月31日	7月29日 20時00分	8月1日 9時30分	9月3日0時解除	9月14日0時解除
③5	豚一貫農場 (愛知県豊田市)	2019年 8月9日	312頭	-	8月9日 21時20分	8月11日 13時40分	9月21日0時解除	清浄性確認検査② 陰性確認後 10月1日0時解除予定
③6	県農業総合試験場 (愛知県長久手市)	2019年 8月9日	707頭	-	8月9日 22時20分	8月13日 21時30分	8月31日0時解除	9月11日0時解除
③7	豚一貫農場 (福井県越前市)	2019年 8月12日	688頭	-	8月12日 20時08分	8月16日 16時34分	9月3日0時解除	9月14日0時解除
③8	豚一貫農場 (岐阜県揖斐川町)	2019年 8月17日	3,606頭 *	-	8月17日 16時30分	8月23日 9時00分	9月11日0時解除	9月21日0時解除
③9	豚肥育農場 (愛知県豊田市)	2019年 8月31日	252頭 *	-	8月31日 21時00分	9月2日 10時00分	9月20日0時解除	10月1日0時解除予定
④0	豚繁殖農場 (岐阜県中津川市)	2019年 9月5日	316頭 *	9月5日	9月5日 16時45分	9月6日 10時30分	9月24日0時解除	10月5日0時解除予定
④1	豚一貫農場 (埼玉県秩父市)	2019年 9月13日	924頭 * 精査中	-	9月13日 21時00分	9月17日 18時00分	10月5日0時解除予定	10月16日0時解除予定
	と畜場(夕) (山梨県笛吹市)	関連と畜場	(搬入頭数 37頭)	-	-	-	-	6

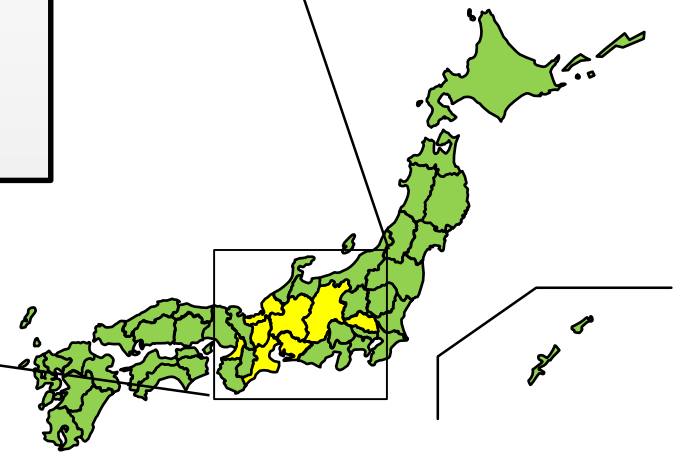
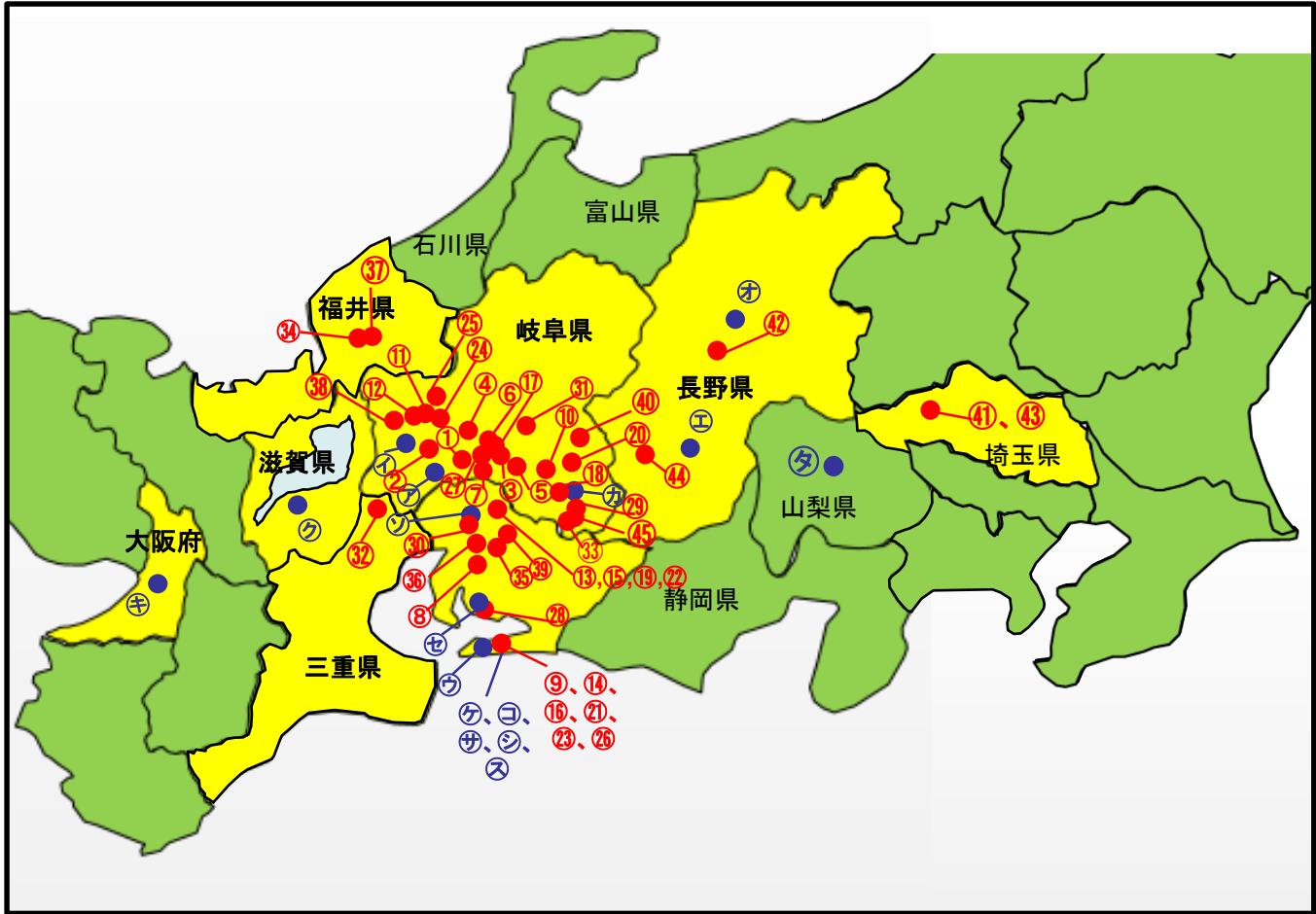
豚コレラの防疫措置対応(概要)

令和元年9月30日 18時00分現在

事例数: 45事例 (防疫措置対象: 79農場、4 と畜場、144,230 頭)				農林水産省 対策本部	防疫対応状況(予定は最短の場合)			
発生場所	発生日	飼養頭数※(種別) ※飼養頭数は患畜確定時の頭数	措置完了日(〇日目)		17日目 ～ 搬出制限区域 解除	28日目 ～ 移動制限区域 解除		
			防疫措置(殺処分、消毒等)				開始	完了
④② 畜産試験場 (長野県塩尻市)	2019年 9月14日	349頭 *	9月14日	9月14日 7時18分	9月16日 13時38分	10月4日0時解除予定	10月15日0時解除予定	
④③ 豚一貫農場 (埼玉県小鹿野町)	2019年 9月17日	1,307頭 *	9月17日	9月17日 17時10分	9月20日 17時00分	10月8日0時解除予定	10月19日0時解除予定	
④④ 豚一貫農場(1戸2農場) (長野県高森町)	2019年 9月19日	112 頭 *	9月19日	9月19日 9時15分	9月20日 19時15分	10月8日0時解除予定	10月19日0時解除予定	
④⑤ 豚一貫農場 (岐阜県恵那市)	2019年 9月22日	8,037頭 * 精査中	9月24日	9月22日 14時20分	9月28日 9時00分	10月16日0時解除予定	10月27日0時解除予定	

豚コレラの防疫措置対応(概要)

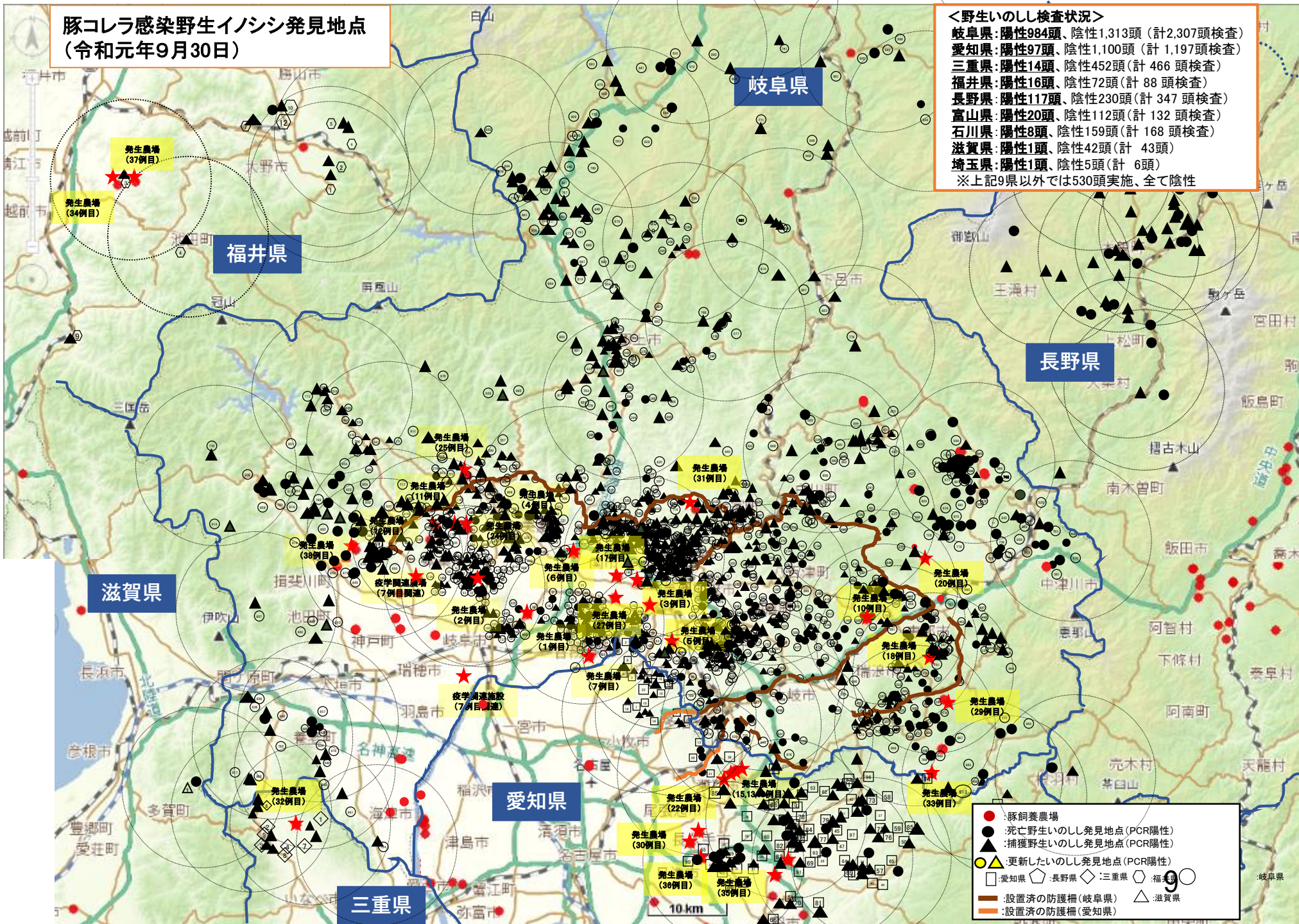
令和元年9月30日 18時00分現在



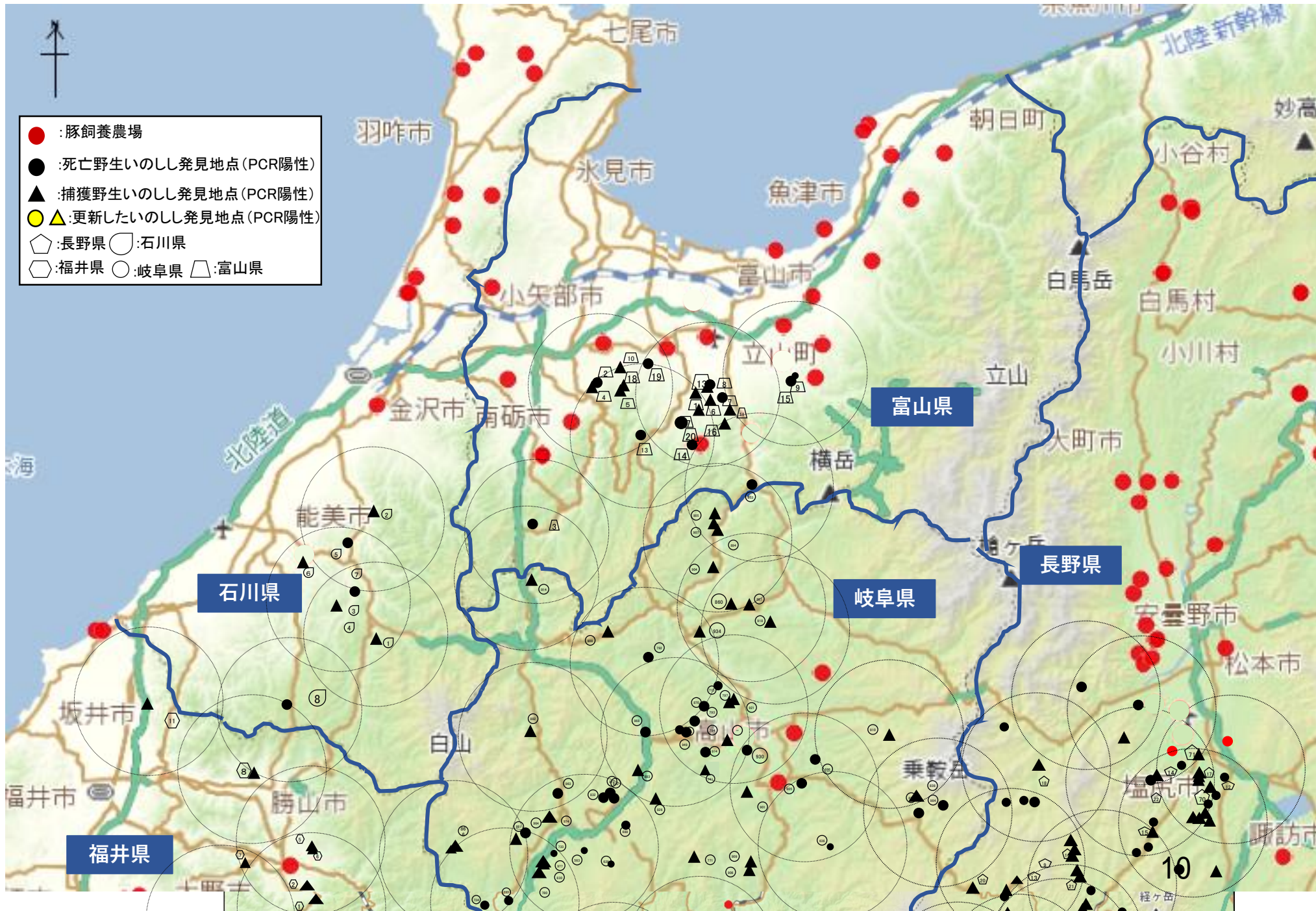
**豚コレラ感染野生イノシシ発見地点
(令和元年9月30日)**

<野生いのしし検査状況>

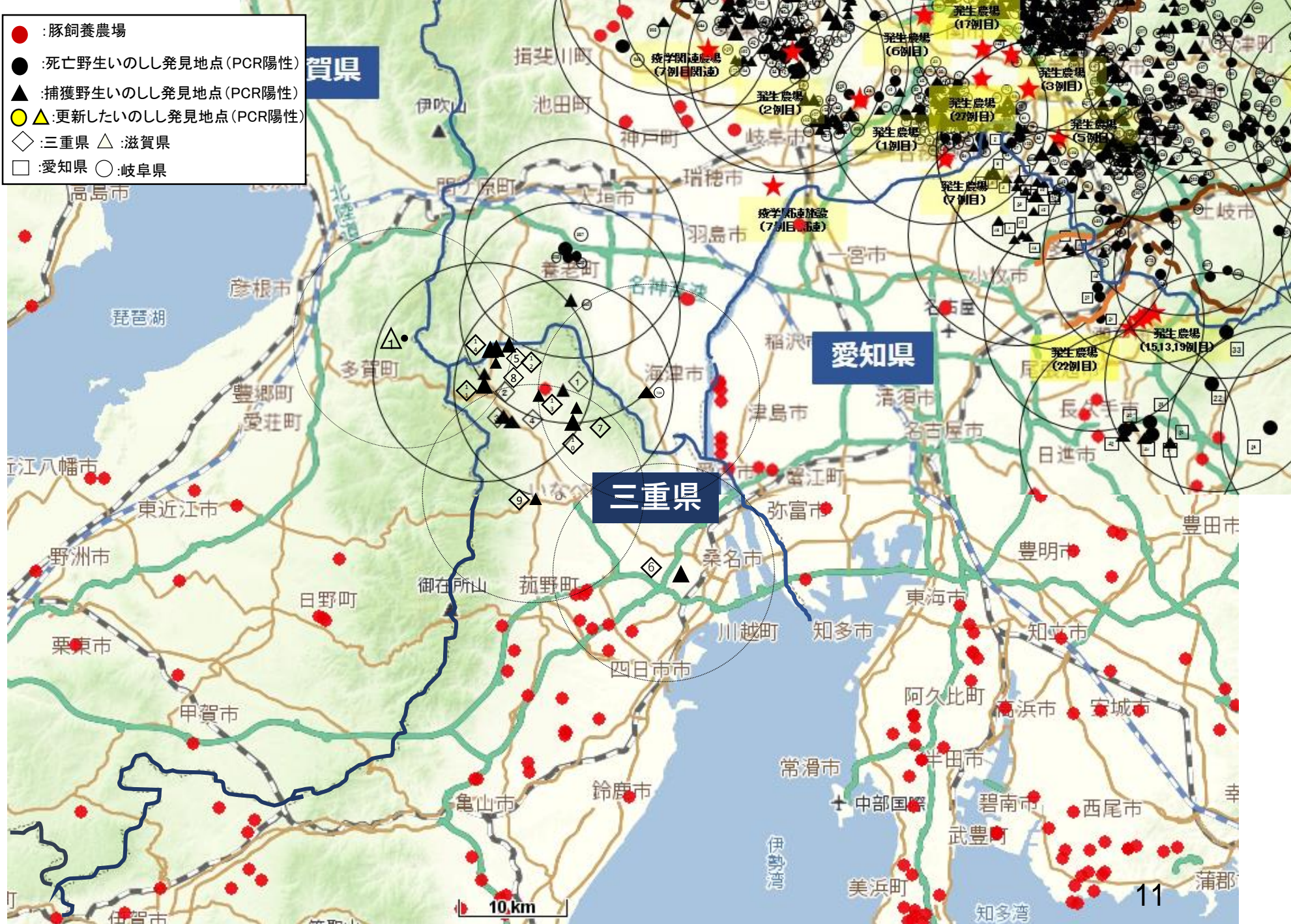
岐阜県: 陽性984頭、陰性1,313頭 (計2,307頭検査)
 愛知県: 陽性97頭、陰性1,100頭 (計 1,197頭検査)
 三重県: 陽性14頭、陰性452頭 (計 466 頭検査)
 福井県: 陽性16頭、陰性72頭 (計 88 頭検査)
 長野県: 陽性117頭、陰性230頭 (計 347 頭検査)
 富山県: 陽性20頭、陰性112頭 (計 132 頭検査)
 石川県: 陽性8頭、陰性159頭 (計 168 頭検査)
 滋賀県: 陽性1頭、陰性42頭 (計 43頭)
 埼玉県: 陽性1頭、陰性5頭 (計 6頭)
 ※上記9県以外では530頭実施、全て陰性



- 豚飼養農場
- 死亡野生いのしし発見地点 (PCR陽性)
- ▲ 捕獲野生いのしし発見地点 (PCR陽性)
- ▲ 更新したいのしし発見地点 (PCR陽性)
- 愛知県 ◻ 長野県 ◊ 三重県 ◑ 福井県
- 設置済の防護柵 (岐阜県) ◻ 滋賀県
- 設置済の防護柵 (愛知県) ◻ 岐阜県



- : 豚飼養農場
- : 死亡野生いのしし発見地点 (PCR陽性)
- ▲ : 捕獲野生いのしし発見地点 (PCR陽性)
- ▲ : 更新したいのしし発見地点 (PCR陽性)
- ◇ : 三重県 △ : 滋賀県
- : 愛知県 ○ : 岐阜県



豚コレラ感染野生イノシシ発見地点
(令和元年9月25日)

群馬県

長野県

埼玉県

山梨県

東京都

- : 豚飼養農場
- : 死亡野生いのしし発見地点 (PCR陽性)
- ▲ : 捕獲野生いのしし発見地点 (PCR陽性)
- ▲ : 更新したいのしし発見地点 (PCR陽性)



豚コレラのOIEステータス認定状況



＝豚コレラ清浄国（36カ国）

（アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、コスタリカ、チェコ共和国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、メキシコ、ニューカレドニア、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、オランダ、英国、米国、ラトビア、ウルグアイ）



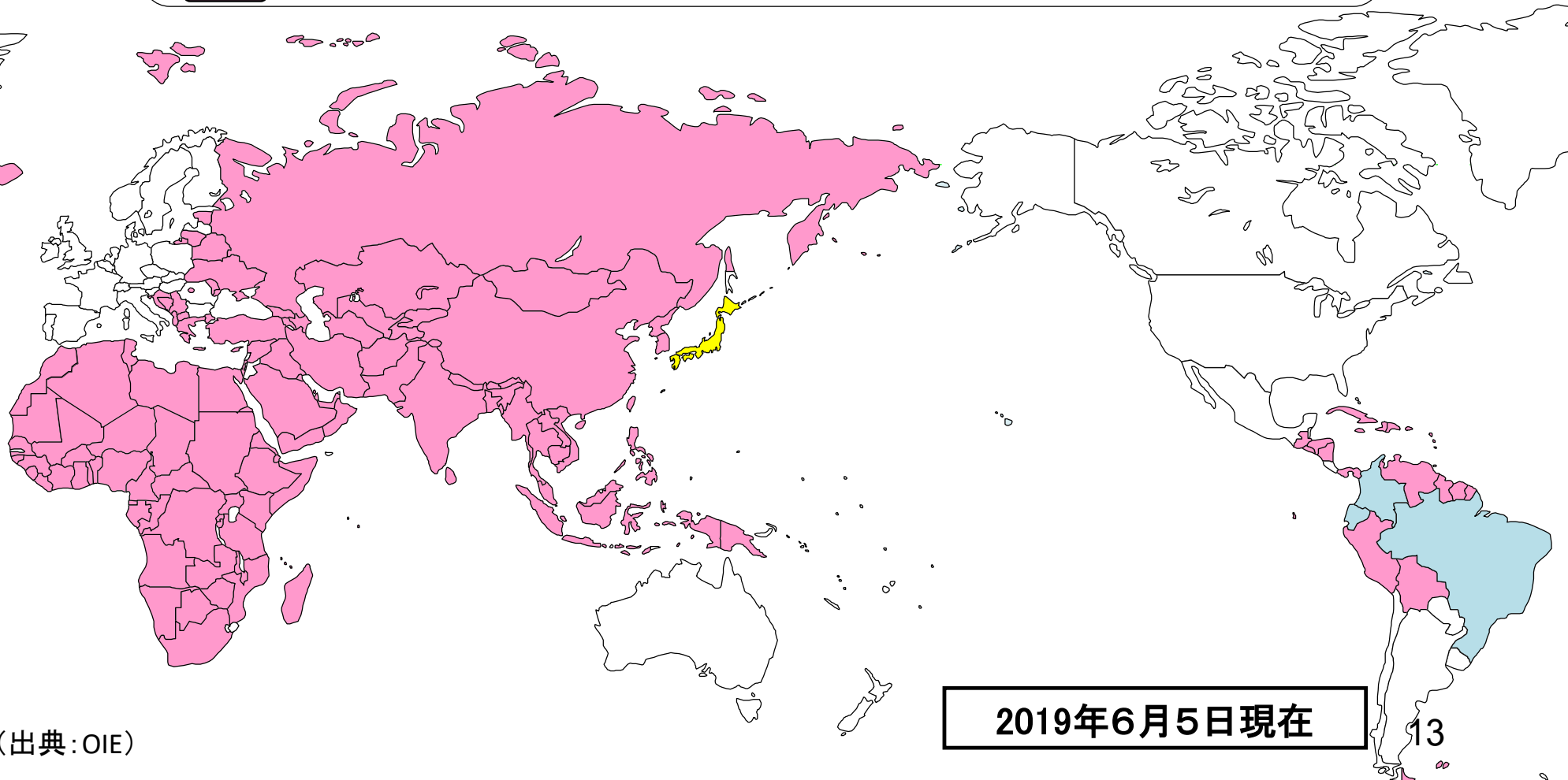
＝豚コレラ清浄地域を含む国（3カ国）（ブラジル、コロンビア、エクアドル（清浄地域：ガラパゴス諸島））



＝清浄国ステータス一時停止中（1カ国）（日本）



＝豚コレラ非清浄国



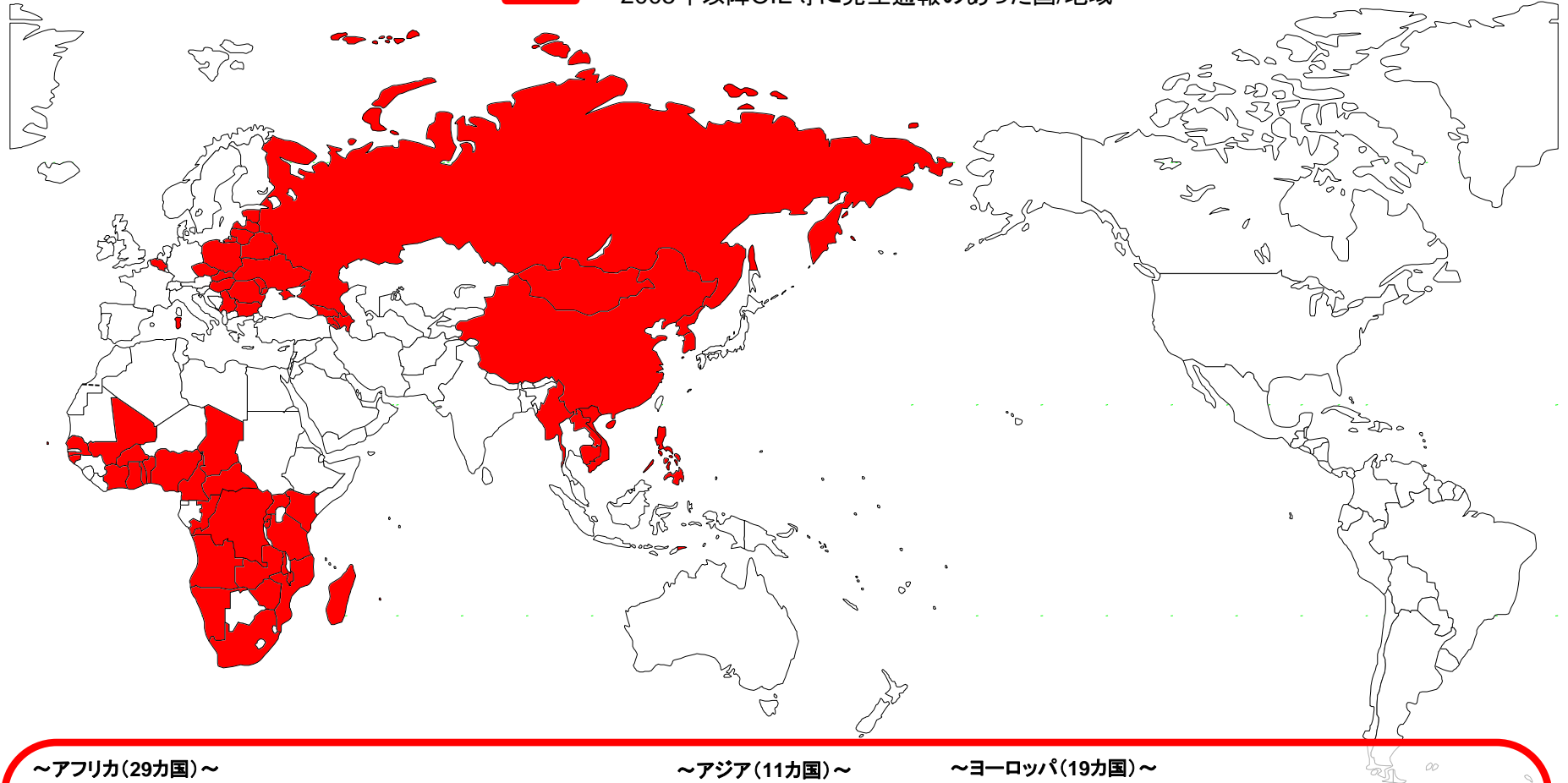
（出典：OIE）

2019年6月5日現在

アフリカ豚コレラの発生状況

2019年9月29日現在

 = 2005年以降OIE等に発生通報のあった国/地域



～アフリカ(29カ国)～

アンゴラ	チャド	マダガスカル
ベナン	コンゴ民主共和国	マラウイ
ブルキナファソ	コンゴ共和国	モーリシャス
ブルンジ	コートジボワール	モザンビーク
カメルーン	ガーナ	ナミビア
カーボヴェルデ	ギニアビサウ	ナイジェリア
中央アフリカ	ケニア	ルワンダ

セネガル
南アフリカ
タンザニア
トーゴ
ウガンダ
ザンビア
ジンバブエ
マリ

～アジア(11カ国)～

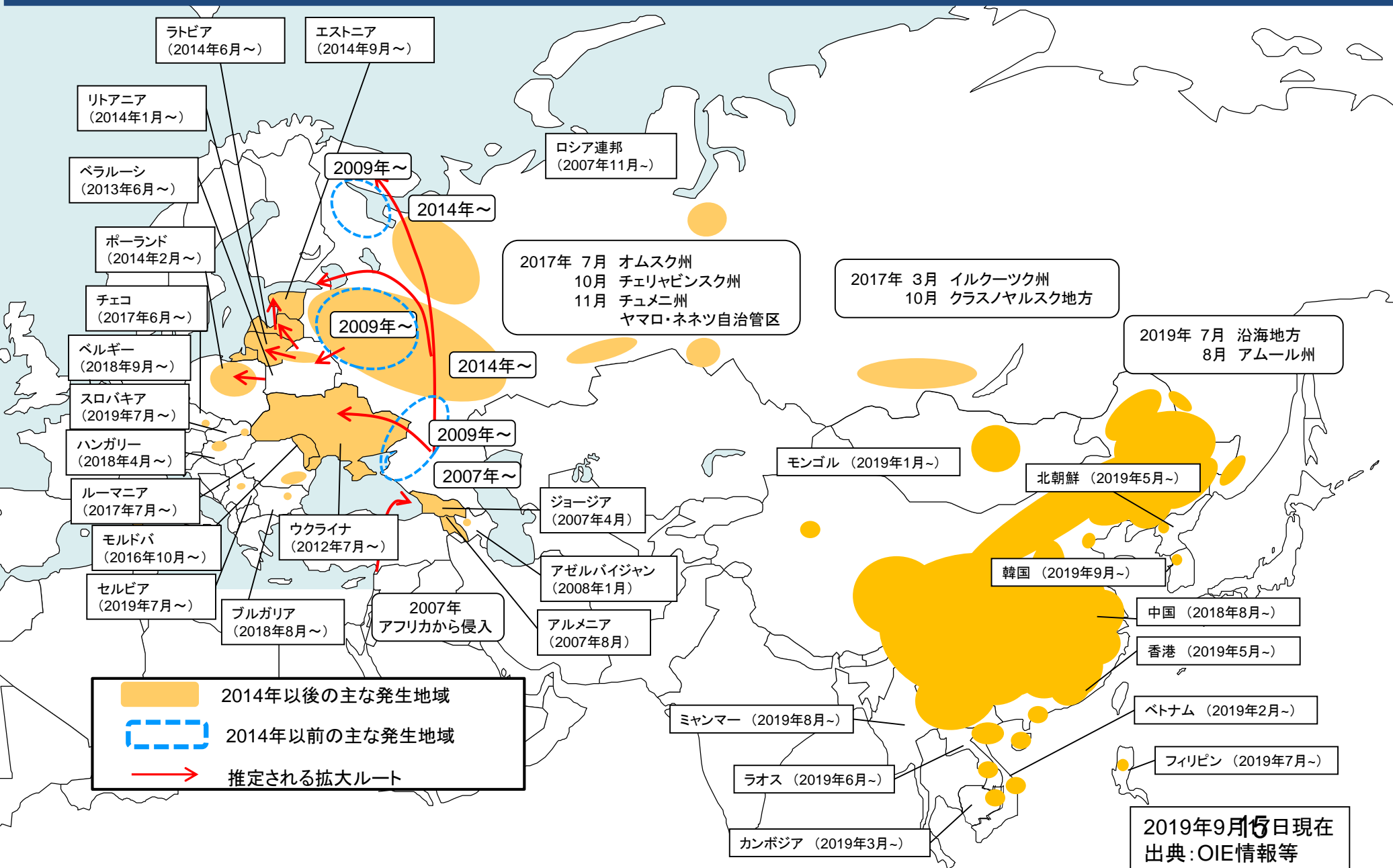
中国	韓国
モンゴル	東ティモール
ベトナム	
カンボジア	
香港	
北朝鮮	
ラオス	
ミャンマー	
フィリピン	

～ヨーロッパ(19カ国)～

アルメニア	リトアニア	ハンガリー
アゼルバイジャン	ポーランド	ブルガリア
グルジア	ラトビア	ベルギー
イタリア(サルジニア島に限る) ^{※3}	エストニア	スロバキア
ロシア	モルドバ	セルビア
ウクライナ	チェコ	
ベラルーシ	ルーマニア	

※ 出典: OIE 等

ユーラシア大陸におけるアフリカ豚コレラの発生拡大状況(2007年～)



アジアにおけるアフリカ豚コレラの発生状況

■ : 2018年8月以降発生があった国、地域

● : 発生箇所

※赤字は更新箇所

初発生: 2019年1月9日
発生数: 11件
豚、いのしし飼養頭数: 約3万1900頭

初発生: 2019年5月23日
発生数: 1件
豚、いのしし飼養頭数: 約260万頭

初発生: 2019年9月17日
発生数: 9件
豚、いのしし飼養頭数: 約1127万頭

初発生: 2018年8月3日
発生数: 159件
最新の発生: 広西チワン族自治区
豚、いのしし飼養頭数: 約4億3500万頭

初発生: 2019年5月2日
発生数: 3件 ※同一のと畜場における発生
豚、いのしし飼養頭数: 約16万頭

初発生: 2019年2月1日
発生数: 5941件
豚、いのしし飼養頭数: 約2740万頭

初発生: 2019年7月25日
発生数: 7件
豚、いのしし飼養頭数: 約1243万頭

計(中国)	159件(145農場/村、7施設、6車両)(野生いのしし1か所)(22省、5自治区、4直轄市)
(ベトナム)	5941件(5941農場/村)(58省、5直轄市)
(モンゴル)	11件(11農場/村)(6県)
(カンボジア)	13件(13農場/村)(5州)
(香港)	3件(3施設)※同一のと畜場における発生
(北朝鮮)	1件(1農場/村)
(ラオス)	94件(92農場/村、2施設)(1都、12県)
(ミャンマー)	4件(4農場/村)(1州)
(フィリピン)	7件(7農場/村)(1州)
(韓国)	9件(9農場)(1道、1広域市)

初発生: 2019年8月1日
発生数: 4件
豚、いのしし飼養頭数: 約1800万頭

初発生: 2019年6月2日
発生数: 94件
豚、いのしし飼養頭数: 約387万頭

初発生: 2019年3月22日
発生数: 13件
豚、いのしし飼養頭数: 約193万頭

※ OIE報告等の情報を元に作成

発生日: OIE報告による発生が確認された日

飼養頭数: FAO統計(2017)による

※2019年8月23日より、中国における疫区解除地点を通常の発生日点と同様の標記としました。

また、発生件数をOIEへの報告件数に統一しました。

予防対策の重要ポイント



① 人・物・車両によるウイルスの持込み防止

- ・衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底
- ・人・物の出入りの記録
- ・飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、あらかじめ摂氏70度・30分間以上又は摂氏80度・3分間以上の加熱処理を徹底

② 野生動物対策

- ・飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物の混入防止
- ・豚舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管

越境性疾病の侵入防止策について

1 基本的考え方

- (1) 2000年、2010年と口蹄疫が発生したが、日本は、豚コレラ、口蹄疫のアジア唯一の清浄国（豚コレラについては、昨年9月、26年ぶりに発生が確認され、現在、保留中）。また、近年、欧州で拡大しているアフリカ豚コレラが昨年8月、アジアに初めて中国で確認され、本年1月にはモンゴル、2月にはベトナム、3月にはカンボジアで確認。
- (2) アジアで活発な流行がみられる中で国際的な人や物の往来が増加していることから、今後も我が国に越境性疾病が侵入する危険性は高く、国際空港・海港における水際での検疫を強化する一方で、国内では侵入する可能性があるという前提に立ち、国、都道府県、畜産農家など関係者が連携・協力して、実効ある防疫体制を整備することが必要。

アジア地域における豚コレラの発生状況

■ = 豚コレラ非清浄国
■ = 豚コレラ清浄国ステータス停止中



2019年3月11日現在

※出典: OIE 他

アジア地域におけるアフリカ豚コレラの発生状況

■ = 2005年以降OIE等に発生通報のあった地域



2019年4月3日現在

アジア地域における口蹄疫の発生状況

■ = 口蹄疫の発生がある国(2016年から現在までに、OIEに発生の報告があった国 ※半年レポートによる)



※出典: OIE

2019年2月25日現在

越境性疾病の侵入防止策について

2 国内への侵入防止策

(1) 広報活動の強化

- 中国国内SNS（Weibo等）ベトナム国内SNSなどに情報発信
- 日本向け直行便で機内アナウンスを実施（中国便は全便数のうち約9割）
- 広報ポスターの掲示（3年以下の懲役又は100万円以下の罰金を明示）

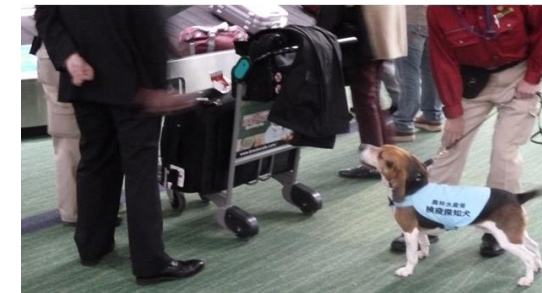
(2) 畜産物の持込みの取締

- 検疫探知犬による探知活動
- 職員による質問（通訳を配置）
- 税関と連携した旅客の携帯品検査の強化
- 畜産物の違法持込みに対する対応の厳格化

(3) 船舶・航空機の食品残渣の適切な処理の指導（全167処理業者）



広報ポスター



検疫探知犬による探知活動

3 国内における侵入防止策

(1) 春と秋に都道府県防疫担当職員を参集し、越境性疾病の情報、対策のポイント等を共有

(2) 飼養衛生管理基準の遵守の徹底

- 人や車、物の出入りに際しての畜舎、飼料倉庫、たい肥舎等、特に衛生的な管理が必要となる衛生管理区域を設定し、洗浄、消毒の徹底
- また、直接、越境性疾病の侵入防止を目的とするものとして、
 - 過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者は、衛生管理区域に立ち入らせないこと
 - 生肉を含む可能性がある食品循環資源を飼料として給与する場合、70度以上で30分間以上など加熱処理すること

を指導。

口蹄疫等の侵入防止のための水際検疫の強化

- 韓国等東アジアにおける口蹄疫の発生を受け、国内への侵入を防ぐため、空港および港での入国者の靴底消毒・車両消毒や、旅客への注意喚起や動植物検疫探知犬を活用した抜き打ち検査などの動物検疫措置について一層の強化・徹底を実施。
- 2011年4月の家畜伝染病予防法の改正に伴い、本病の発生国からの入国者に質問を実施したり、携帯品の検査や必要に応じた消毒を実施することができるようになるなど、ウイルス侵入防止措置をより一層強化。

発生国・地域



国際空港および港における旅客に対する水際対策

動物検疫に関する注意喚起



発生国からの入国者への質問の実施



動植物検疫探知犬による手荷物検査



消毒マットを用いた靴底消毒



Q 1.
過去1週間以内に牛、豚、鶏などの家畜に接触したり、牧場、と畜場などの畜産施設に立ち寄りましたか？

Q 2.
家畜やその糞尿、牧場等の土に触れた衣類や靴などを所持していますか？ ハム、ソーセージなどの肉製品を所持していますか？

Q 3.
日本国内で、1週間以内に家畜に触れる予定がありますか？

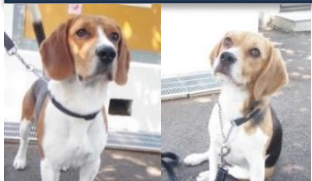
(必要に応じ、英語、中国語、韓国語等を記載した資料を使用)

日本における動植物検疫探知犬の概要

○ 動植物検疫探知犬は、旅客の手荷物の中から動植物検疫の対象となるものを嗅ぎ分けて発見し、畜産物や農産物の不正持込の摘発に貢献。
 ※全国で検疫探知犬35頭を導入(ビーグル33頭、ラブラドル・レトリバー2頭)



新千歳空港



成田国際空港



ナイトロ (♂) ロキシー (♀)

ティナ (♀) ギャリー (♂) タリー (♂) ジャグ (♂) メグ (♀) ボタン (♀) ピーチ (♀) ジン (♂)

東京(羽田)国際空港



バックー (♂) ニール (♂) ダブ (♀) フジ (♂) ルイ (♀) マリー (♀)

関西国際空港



セシル (♂) ボウ (♂) アルバート (♂) バイユー (♂) タロウ (♂) 蘭 (♀) 三郎 (♂)

静岡空港



ソラ (♀)

中部国際空港



ハンター (♂) リトルマン (♂) 柚 (♀)

福岡空港



タンク (♂) アリーシャ (♀) 次郎 (♂)

鹿児島空港



モモ (♀)

那覇空港



シーザー (♂) ラスティー (♂)

川崎東郵便局



ハーパ (♀) ビーン (♀)

畜産物の違法な持込みに対する対応の厳格化

2019年4月22日から、畜産物の違法な持込みに対する対応を厳格化

- 違反者に警告書を発出するとともに、違反事例をデータベース化
- 自己消費用やお土産用であっても、悪質性が高い場合には警察に通報又は告発

Quarantine

動物検疫所からの重要なお知らせ


2019年4月22日から
海外からの肉製品の違法な持込みに対する対応を厳格化します。

! 任意放棄の有無にかかわらず、違法な持込みには厳正に対処します。

- ◆ 手荷物の中に、**輸入申告のない肉製品などの畜産物が確認された場合、罰則の対象**になります。
- ◆ 輸入検査の手続でパスポートや搭乗券の情報を記録するため、検査に時間を要することがあります。

家畜伝染病予防法により、
輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ場合には、**3年以下の懲役又は100万円以下の罰金**が科せられます。

農林水産省動物検疫所 [肉製品の持込みについて詳細はこちら](#)



警告書

No. _____
年 月 日

国 籍： _____
生 年 月 日： _____
パスポート No.： _____
personal Id. No.： _____

農林水産省動物検疫所○○支所（山口出張所）
家畜防疫官 _____ 印

貴殿は、年 月 日、別記の畜産物等について、日本国内に不正に持ち込みました。このことは、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号、以下「法」という。）第36条第1項又は法第37条第1項に違反する行為に該当するため、改めて日本の法律を遵守し、二度と輸入が禁止された畜産物等を持ち込まないように強く要請します。

今後、貴殿が不正に畜産物等を日本国内に持ち込んだ場合、刑事処罰を求めて、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づく検閲（告発）等を行うことがありますので、十分留意して下さい。

農林水産省動物検疫所 ○○支所（山口出張所）
住所： _____
電話： _____ FAX： _____

注：「輸入禁止表」を添えて2回（往來、カーボン複写）を作成し、数量を併せて、1回（カーボン複写）を郵送でお送りください。1回（往來）を郵送すること。

私は、法第36条第1項（輸入禁止）又は法第37条第1項（輸入のための検査証明書の添付）及び法第40条第1項（輸入検査）に違反し、年 月 日、別記の畜産物等を日本国内に持ち込みました。

今回、家畜防疫官から、法第1条（目的）、法第36条第1項、法第37条第1項、法第40条第1項及び関連する規定（対象地域・畜産物の内容等）のほか、法第62条に基づく刑事罰の内容（3年以下の懲役又は100万円以下の罰金）について説明を受け、その目的に関わらず（自己消費目的であっても）、畜産物等を持ち込みは違法行為に当たり処罰されることを理解しました。今後、二度と輸入禁止物等を持ち込まないことを誓約します。

警告書を厳かに受領しました。

受領日： _____ 年 月 日
入国手段： _____
郵便名： _____
住所（日本滞在先住所）： _____
滞在期間： _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日
氏 名： _____
電話番号： _____
目 録： _____

【警告書の内容】

- 違法行為に該当し、二度と輸入禁止物を持ち込まないよう要請。今後、不正に持ち込んだ場合は告発等の措置を執ることがある旨警告。
- 違法行為に該当することを理解し、今後、二度と輸入禁止物等を持ち込まない旨を誓約。

携帯品として持ち込まれる畜産物に対する検疫対応の強化

- 携帯品として持ち込まれた畜産物からアフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ等のウイルスを分離



- 外国人技能研修生・留学生の受け入れ団体に事前対応型の周知活動を強化

JITCO 公益財団法人 国際研修協力機構



お知らせ

[日本への肉製品の持ち込みなどについて](#)

2016年2月5日
日本への肉製品の持ち込みなどについて、農林水産省動物検疫所より、以下のとおり注意喚起、周知に関する依頼がありました。監理団体及び実習実施機関各位におかれましても、十分なご対応をお願い申し上げます。



モニタリング検査の結果

検査対象：中国、韓国、台湾、フィリピン等からの牛、豚、鶏の筋肉、臓器等
検査期間：2015年6月～2019年7月（総検査検体数 1,187件^(*)）

搭載国	畜種	分離ウイルス(株数)(赤字は高病原性)	調査時期
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH9N2(2株)	2015年度
		鳥インフルエンザウイルスH1N2(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株)	
	鶏	鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N1(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株)	
台湾		鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	
フィリピン		ニューカッスル病ウイルス(1株)	
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH7N9(1株)	2016年度
ベトナム	鶏	ニューカッスル病ウイルス(1株)	
中国		鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	
ベトナム		鳥インフルエンザウイルスH9N2(2株)	
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH7N9(2株)	2017年度
		鳥インフルエンザウイルスH5N1(1株)	
台湾	鶏	鳥インフルエンザウイルスH6N1(1株)	
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH7N3(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N2(1株)	
ベトナム	鶏	鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	
中国	豚	アフリカ豚コレラウイルス(2株)	

★注目情報★

- 中国・ベトナムから持ち込まれた携帯品70件から、アフリカ豚コレラウイルスの遺伝子を検出（2019年9月13日現在）
- うち、2019年1月に中国から持ち込まれたソーセージ2件からアフリカ豚コレラのウイルスを分離



豚肉ソーセージ

(北京から新千歳空港)



自家製餃子

(上海から羽田空港)



ソーセージ

(上海から羽田空港)



ソーセージ

(延吉から関西空港)



自家製ソーセージ

(青島から中部空港)



ソーセージ

(上海から中部空港)



ソーセージ

(瀋陽から中部空港)



豚肉調整品

23 イから成田空港)

^(*)2019年7月までに検査終了した検体数

動物検疫に関する多言語広報ポスター

- 海外における疾病の発生状況やトピックスを踏まえつつ、旅行客が肉製品等を持ち込まないことを国内外に広く周知するため、職員が広報用ポスターを多言語で作成し、各空海港に掲示。
- 動物検疫所のホームページに容易にリンクできるように、各ポスターにはQRコードを添付。

中国・モンゴル・ベトナムで
アフリカ豚コレラ
発生中

There have been outbreaks of African swine fever in China, Mongolia and Vietnam.

輸入禁止
Bringing meat products is prohibited!

輸入検査を受けずに肉製品を持ち込んだ場合は、
3年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます

Imprisonment of 3 years or less or a fine of 1 million yen or less will be imposed,
when importing meat products without receiving import inspection

農林水産省 動物検疫所
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan
Animal Quarantine Service

Two QR codes are located at the bottom of the poster, one on the left and one on the right, both enclosed in red circles.

肉製品
禁止帯入日本!

肉製品の日本への持ち込み禁止

如有违法行为，将处罚
三年以下徒刑或
100万日元以下罚款。

輸入検査を受けずに肉製品を
持ち込んだ場合は、3年以下の懲役
又は100万円以下の罰金が科せられます

家畜の家族や友人
家族や友人に食べてあげてね

STOP
BEEF JERKY

日本国 農林水産省 動物検疫所
日本国 農林水産省 動物検疫所

Two QR codes are located at the bottom of the poster, one on the left and one on the right, both enclosed in red circles.

Quarantine

動物検疫所からの
重要なお知らせ

2019年4月22日から
海外からの肉製品の違法な持込み
に対する対応を厳格化します。

⚠ 任意放棄の有無にかかわらず、違法な持込みには
厳正に対処します。

- ◆ 手荷物の中に、**輸入申告のない肉製品などの畜産物が
確認された場合、罰則の対象**になります。
- ◆ 輸入検査の手続でパスポートや搭乗券の情報を記録するため、
検査に時間を要することがあります。

家畜伝染病予防法により、
輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ
場合には、**3年以下の懲役又は100万円
以下の罰金**が科せられます。

農林水産省動物検疫所 [肉製品の持込みについて詳細はこちら](#)

A QR code is located at the bottom right of the poster, enclosed in a red circle.

動物衛生に関する国際連携

- ・高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)、口蹄疫(FMD)等の越境性動物疾病(TADs)や薬剤耐性(AMR)対策は、国際的な協力関係が不可欠であるという共通認識のもと、首脳間の共同声明やG7の枠組みで獣医当局間や研究所間の協力の重要性を指摘。
- ・また、HPAIやFMD等が継続的に発生している近隣諸国との協力関係を強化し、疾病情報の共有、防疫対策等の向上を強力に推進することにより、東アジア地域の疾病の発生拡大を防止し、我が国への侵入リスクを低減。

首脳間の共同声明

- **デンマーク**(2014年3月3日)
 - 動物衛生等の分野で当局間、民間企業、研究機関間の協力の拡大の重要性を強調
- **ポーランド**(2015年2月27日)
 - 獣医当局及び国立獣医研究機関の協力の進展を支持
- **中国、韓国**(2015年11月1日)
 - TADsに対処していくため協力が不可欠
- **ウルグアイ**(2015年11月6日)
 - TADsに対する獣医当局及び国立獣医研究機関の協力の進展を支持
- **アルゼンチン**(2017年5月19日)
 - 口蹄疫等の越境性動物疾病に関する獣医当局及び国立獣医研究機関間の協力の進展を支持


G7の協力枠組み

- **G7首席獣医官フォーラム**
 - 2016年4月のG7新潟農業大臣会合宣言に基づき、第1回フォーラムを東京で開催(2016年11月)
 - 第2回フォーラムはローマで開催(2017年10月)
 - 抗菌剤の治療目的での使用や責任ある慎重な使用に関する定義について合意
 - 鳥インフルエンザの防疫及びサーベイランスの強化に関するG7首席獣医官取りまとめ文書に合意
 - サイドイベント「高病原性鳥インフルエンザ世界会議」を開催

日中韓の協力

- **FMD・HPAIに関する東アジア地域シンポジウム**
 - 2011年から毎年、東アジア地域におけるTADsの拡大防止に向けた情報交換を実施(2018年(第8回)は6月に韓国で開催)
- **越境性動物疾病への対応に関する協力**
 - 3か国大臣級で署名された「越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」(2015年9月)に基づき、情報共有等の協力を推進
- **出入国旅客の携帯品検査等の協力強化**
 - 日中当局間の副局長級で「出入国旅客の携帯品及び郵便物検査協力強化に関する覚書」に仮署名(2017年11月)

獣医研究所間のMOU締結

- **農研機構 動物衛生研究部門(日本)** 
(2016年3月以前は、動物衛生研究所)
 - ⇔2012年10月 農林畜産検疫本部(韓国)
 - ⇔2016年 3月 蘭州獣医研究所(中国)
 - ⇔2016年 3月 哈爾濱獣医研究所(中国)
 - ⇔2016年12月 ロシア連邦動物衛生センター(ロシア)

アフリカ豚コレラに対する国際協力について

- アフリカ豚コレラは、欧州のみならず、昨年8月にアジアで初めて中国で感染が確認され、その後、本年1月から3月にかけてモンゴル、ベトナム、カンボジアで、5月には香港、北朝鮮で、6月にはラオスで、8月にはミャンマーで、さらに9月にはフィリピンで感染が確認されるなど、アジアでの感染が拡大。
- アフリカ豚コレラの発生の拡大・まん延防止は国際的に協力して対応すべき課題であり、国際獣疫事務局(OIE)や国連食糧農業機関(FAO)などの国際機関の主導のもと、関係国が連携・協力することにより、アフリカ豚コレラの発生拡大・まん延防止を図り、各国への侵入リスクを低減。

○ G20新潟農業大臣会合

- ・ 2019年5月11日～12日、吉川農林水産大臣を議長として開催されたG20新潟農業大臣会合において、国際獣疫事務局(OIE)を含む国際機関への支援と情報共有の強化及び特にアフリカ豚コレラ(ASF)等の越境性動物疾病に対処するためのOIE基準の実施が重要であるとの閣僚宣言が採択。



○ G7首席獣医官会合

- ・ 2019年5月24日、第3回首席獣医官会合(フランス)において、各国におけるASFや豚コレラ(CSF)に対する防疫措置について、技術的な意見交換が実施され、ASF及びCSF対策における通報の徹底やバイオセキュリティ、サーベイランス、野生動物の管理、ワクチン、国境貿易、啓発活動等について提言。



第3回首席獣医官会合 出席者代表

参加国・機関：G7各国(日本、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス、米国、カナダ)の首席獣医官、EU、OIE、国連食糧農業機関(FAO)、世界銀行から約20名が参加(我が国からは、首席獣医官である熊谷農林水産省動物衛生課長が出席)

(参考)過去の開催実績

- ・ 第1回首席獣医官会合：2016年、薬剤耐性菌(AMR)をテーマに日本(東京)で開催
- ・ 第2回首席獣医官会合：2017年、鳥インフルエンザをテーマにイタリア(ローマ)で開催



第3回首席獣医官会合 会議の様子

アフリカ豚コレラに対する国際協力について

○ OIE等の国際機関における活動



(1) OIE総会

- ・ 2019年5月26日～31日、第87回OIE総会(フランス)において、ASFへの対応について農家等への知識啓発、農場のバイオセキュリティの強化、早期摘発等の重要性が確認され、啓発活動、バイオセキュリティの強化、透明性の確保、畜産物や動物の密輸対策、地域の連携、研究協力等に関するASF国際協力の決議が採択。

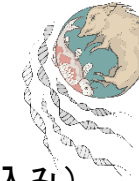


第87回OIE総会 開会式の様子
(21カ国の農業省の政務が出席)

参加国・機関: 182のOIE加盟国・地域、71の国際機関等から合計約900名が出席

(2) OIEアジア・極東・太平洋地域総会

- ・ 2019年9月2日から6日、仙台市で開催された第31回OIEアジア・極東・太平洋地域総会において、ASFに対して連携して対処することについて確認がなされるとともに、ASFへの協力強化に関する決議が採択(決議は9月末に公表される見込み)。



第31回OIEアジア・極東・太平洋地域総会
集合写真(1列目中央: 濱村農林水産大臣政務)

参加国・機関: アジア・極東・太平洋地域のメンバー、国際機関、専門家等の合計約100名が出席

(3) OIE/FAOアジア地域アフリカ豚コレラ専門家会合

- ・ 2019年4月10日、第1回会合(中国)が開催され、定期的な会合を通じてアジア地域におけるアフリカ豚コレラ対策の技術的課題を検討していくことを確認。



第1回OIE/FAOアジア地域ASF専門家会合の様子

参加国・機関: 日本・中国・韓国の担当官、アジア地域及び欧州の専門家、OIE、FAO等の合計約40名が出席

- ・ 2019年7月30日～31日、第2回会合を東京で開催し、発生状況と対策を共有するとともに、水際検疫やバイオセキュリティなどの技術的課題について議論を実施。

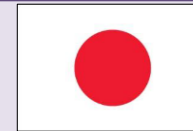


第2回OIE/FAOアジア地域ASF専門家会合
集合写真(1列目中央: 吉川農林水産大臣)

参加国・機関: 日本、中国、韓国、ベトナム、カンボジア、モンゴル、台湾、ラオス、タイ、ミャンマー、フィリピン、香港の担当官、アジア地域及び欧州の専門家、OIE、FAO等の合計約50名が出席

1 概要

(1) 日時、場所 令和元年7月30日(火)、31日(水)、日本(東京)



(2) 参加者 日本、中国、韓国、ベトナム、カンボジア、モンゴル、台湾、ラオス、タイ、ミャンマー、フィリピン、香港の首席獣医官やアフリカ豚コレラ防疫担当者、OIE、FAO、ASF専門家(欧州、アジア)等合計約50名が参加
(我が国からは、吉川農林水産大臣、熊谷動物衛生課長らが出席)



(3) 開催目的・背景

アジア地域におけるアフリカ豚コレラの拡大防止と清浄化に向けた地域の連携と情報共有を強化するため、OIEとFAOによるGF-TADs(越境性動物疾病対策の国際的枠組み)のもと、アジア地域アフリカ豚コレラ専門家会合が設立され、本年4月、中国(北京)で設立会合を開催。

(4) 概要

- 我が国が第2回会合を主催し、発生状況と対策を共有するとともに、水際検疫やバイオセキュリティなどの技術的課題について議論を実施。
- 吉川農林水産大臣から、地域の特性を考慮した対策が重要であるとして、
 - ① 各国政府と関係機関が連携し、リスクのある物品を持ち出さず、持ち込まない基本的な衛生管理の徹底、
 - ② 農場におけるバイオセキュリティの徹底、
 - ③ 水際検疫やバイオセキュリティの意義や重要性を理解するための効果的で継続的な教育や啓発活動、分かりやすいメッセージの発信の重要性を強調するとともに、会合を通じてアジア各国の連携を一層強化し、アフリカ豚コレラの拡大防止や封じ込めを目指すことが各国の国民の食を守り支えていくことにつながると発言。



吉川農林水産大臣の挨拶の様子

(4) 概要(続き)

- 水際検疫に関し、特に以下について認識を共有した。
 - 水際検疫は、各国がそれぞれ責任を持って、出国前と入国地点の両方の段階で、旅行者が違法畜産物を通じた疾病の拡大の危険性について認識し、持ち出さない及び持ち込まないよう、航空会社や大使館、SNS等の様々な媒体を用いて注意喚起を行うこと。
 - 国際郵便等を通じた拡大防止、国境地点での違法畜産物の摘発のため、関係機関が連携すること。
 - 違法な持ち込みを防ぐための国境地点での対策を強化し、地域内での連携を強化するため、国境防疫に関する情報を各国で共有すること。
- バイオセキュリティに関し、特に以下について認識を共有した。
 - バイオセキュリティは、全ての豚農場にとって、アフリカ豚コレラの侵入を防止し、効果的にコントロールする上で不可欠であり、具体的な取組について啓発や教育が行われること。
 - 効果的で安全に洗浄と消毒を行うため、適切な薬剤が適切な方法で使用されること。
 - 管理されていない残飯養豚 (swill feeding)は飼養豚におけるアフリカ豚コレラ発生の重大なリスクとなることを生産者等は認識し、適切な加熱処理がなされ、当局による規制がなされない限りは禁止されるべきであること。
 - 野生イノシシと家畜豚の接触を防ぐ対策、例えば農場周囲への柵の設置等が講じられること。

2 関連する会議

- 今年中に第3回会合が開催され、これまでのフォローアップが行われる予定。
- 2019年9月に仙台市で開催された第31回OIEアジア・極東・太平洋地域総会においても、アジア地域におけるアフリカ豚コレラの予防とまん延防止のための協力強化について議論が交わされた。



第2回OIE/FAOアジア地域アフリカ豚コレラ専門家会合の様子

家畜伝染病の発生状況

- 口蹄疫は、2010年に宮崎県で発生したが、2011年2月にOIEの定めるワクチン非接種清浄国に復帰。
- 豚コレラは、2018年9月に岐阜県で26年ぶりに発生して以降、44例の発生を確認（9月20日現在）。
- 高病原性鳥インフルエンザは、直近では、2018年1月に香川県で発生したが、2018年4月15日付けでOIEの定める高病原性鳥インフルエンザの清浄国に復帰。
- 牛の結核病やブルセラ病は近年発生が見られない一方で、ヨーネ病は依然として全国的に発生。
- 牛海綿状脳症（BSE）は、2001年9月以降、36例の発生が確認されたが、2013年5月のOIE総会で「無視できるBSEリスク」の国に認定。

【主要な家畜伝染病の発生状況^{注1}の推移】

（単位：戸数） 注2

年（西暦）	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
口蹄疫	0	0	0	0	292	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ病(牛)	0	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
結核病(牛)	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0
ヨーネ病(牛)	606	441	278	313	235	331	211	293	326	327	315	374	321
牛海綿状脳症(BSE)	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スクレイピー(羊)	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0
馬伝染性貧血	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
豚コレラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
高病原性鳥インフルエンザ	0	4	0	0	1	23	0	0	4	2	7	5	1
低病原性鳥インフルエンザ	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による患畜届出戸数（ただし、口蹄疫、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザは疑似患畜を含む）。

注2：データは2018年12月までの集計結果。

我が国における家畜防疫体制

- (1) 国は、都道府県、動物衛生研究部門等と連携し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、国際機関とも連携して輸出入検疫を実施。
- (2) 都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として家畜保健衛生所を設置し、防疫対策を実施。国は、家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
- (3) また、全国及び地方の各段階で家畜畜産物衛生指導協会等の自衛防疫団体が組織され、予防接種等生産者の自主的な取組を推進。



○ I E 等の国際機関 

【我が国の家畜飼養状況】

肉用牛	4万8千戸	251万頭
乳用牛	1万6千戸	133万頭
養豚	45百戸	919万頭
採卵鶏	22百戸	1億8千万羽
ブロイラー	23百戸	1億4千万羽

平成30年2月1日現在

都道府県
家畜保健衛生所
168か所
(病性鑑定施設を含む)


獣医師 2,072名
(平成30年3月31日現在)

(厚) 保健所 469か所
(平成30年4月1日現在)

農林水産省
消費・安全局




動物検疫所



本所
8支所、16出張所
家畜防疫官 460名
(平成31年4月現在)

自衛防疫団体

動物医薬品検査所
動物衛生研究部門 

家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

- ・農林水産大臣が、牛、豚、鶏などの家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。
- ・また、家畜の所有者は、毎年、飼養衛生管理の状況を都道府県知事に報告し、都道府県が立入検査により遵守状況を確認することで、家畜の伝染性疾患の発生を予防。

農場における衛生管理の徹底(農林水産省で規定)

○ 飼養衛生管理基準

- 1 家畜防疫に関する最新情報の把握
 - 2 衛生管理区域の設定
 - ・徹底した衛生管理が必要な区域を他の区域と区分
 - 3 衛生管理区域への病原体の持込み防止
 - ・必要のない者の立入りの制限
 - ・消毒設備の設置と入場車両・入場者に対する消毒の実施
 - ・(豚)生肉を含む飼料は十分に加熱
 - 4 野生動物等からの病原体の侵入防止
 - ・給餌・給水設備への野生動物の排せつ物等の混入防止
 - ・(鶏)防鳥ネット等の整備
 - ・家畜・家さんの死体の保管場所への野生動物の侵入防止
 - 5 衛生管理区域の衛生状態の確保
 - ・畜舎・器具の定期的な清掃又は消毒及び密飼いの防止
 - 6 家畜の健康観察と異状がある場合の対処
 - ・毎日の健康観察と異状時の早期通報・出荷停止
 - ・家畜・家さんの死体・排せつ物の移動時の漏出防止
 - 7 埋却地の確保等
 - ・埋却地の確保又は焼却・化製のための準備
 - 8 感染ルート等の早期特定のための記録作成・保管
 - ・入場者に関する記録の作成・保管
 - 9 大規模所有者に関する追加措置
 - ・家畜保健衛生所と緊密に連絡を行う担当獣医師の設置
 - ・通報ルールの作成
- ※下線部は直近の改正(平成29年2月)で一部追加した項目

と畜場・食鳥処理場



食肉・食鳥処理・加工場



卸売・小売業者



消費者



食品供給行程の各段階における適切な措置により食品の安全性を確保
(と畜場法・食品衛生法)

- 病畜の廃棄(全部又は一部)
- 枝肉の微生物汚染・増殖防止
- 枝肉・部分肉・加工品の微生物汚染・増殖防止

飼養衛生管理基準の遵守徹底を図る仕組み

家畜の所有者による
遵守状況の定期報告

都道府県による取組

原則として
年1回以上
農場へ立入検査

指導・助言

勧告

命令

罰則

基準を遵守しない場合は

※家畜伝染病発生時には、手当金等を減額の可能性

農場段階におけるHACCP方式を活用した衛生管理の推進

- ・家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師等地域が一体となった生産段階へのHACCP手法導入を推進。
- ・農場指導員(家畜保健衛生所の職員等の獣医師をはじめとした、農場HACCPの導入・実施や認証取得を促す指導員)を養成するとともに(平成20年度～)、生産から加工・流通、消費まで連携した取組への支援を実施(平成21年度～)。
- ・HACCPの考え方に基づく衛生管理が行われている農場の認証基準を公表(平成21年度)するとともに、認証制度の構築を推進。
- ・民間での農場HACCPの認証手続きが開始(平成23年度～)。 ※民間認証機関は2団体(平成31年3月現在)

農場HACCP認証に向けた取組



農場HACCP認証マーク

農場指導員 ※

約2,900名(平成30年3月時点)

※HACCPや家畜疾病、食品衛生等についての知見を有し、農場でHACCP方式を活用した飼養衛生管理の実施を促進するための指導を行う者。
PDCAサイクルを回して消費者の求める安全な畜産物を生産するために、専門的な知識を有する者として、客観的な視点から各農場に合わせたアドバイスを実施。

農家毎の実施マニュアル作成

- ・危害因子調査
(サルモネラ菌・大腸菌O157・抗菌性物質等)
- ・危害分析(HA)
- ・重要管理点(CCP)の設定
- ・実施マニュアルの作成

農場モニタリング検査・改善指導

実践

HACCPの考え方に基づく衛生管理の実施

検証

適切な衛生管理の見直し

と畜検査情報等のフィードバック

【衛生管理ガイドライン】

HACCPの考え方に基づき、危害を制御又は減少させる手法について畜種ごとに設定。

【鶏卵のサルモネラ総合対策指針】

衛生管理ガイドラインのうち、鶏卵のサルモネラ汚染をコントロールするための指針。

HACCP方式取組農家

取組農家戸数: 5,210 (平成30年3月時点)

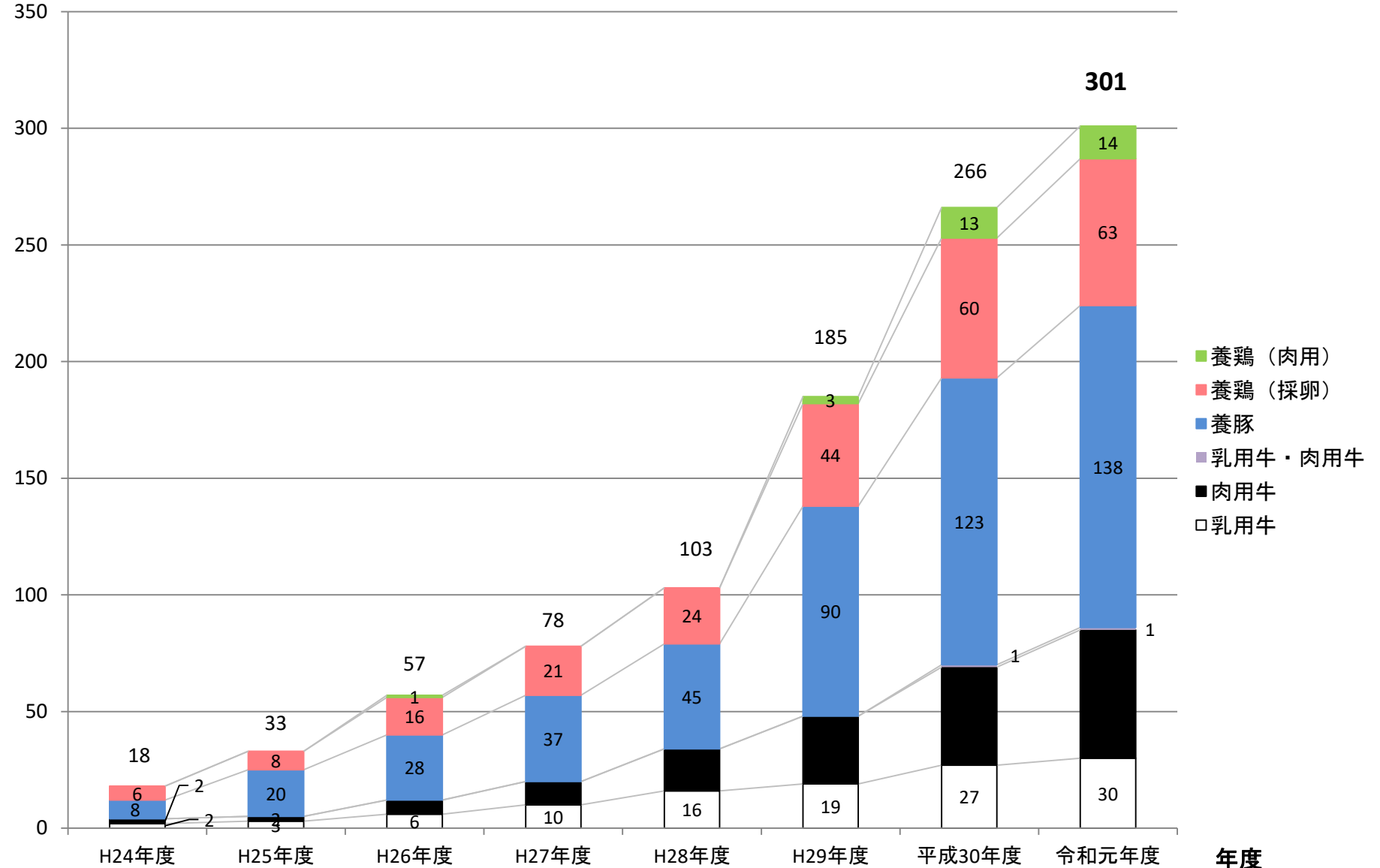
消費者の求める安全な畜産物の生産

畜産物に対する消費者の信頼確保

HACCP認証取得農場数の推移

令和元年年8月28日現在

認証農場数



年度

諸外国との検疫協議による輸出環境整備について

- ・ 政府の掲げる農林水産物・食品の輸出額1兆円の目標を前倒しするためには、動物疫上、輸出できる国・品目を広げ、畜産物の輸出のための環境整備を図ることが重要。
- ・ 動物検疫に係る輸出解禁については、相手国への解禁要請をした後に、相手国において疾病のリスク評価がなされ、検疫条件の協議を経て、行われる。
- ・ 平成28年1月以降は、以下の国等について、輸出規制が緩和・解禁。(令和元年9月現在)

シンガポール: 畜産物の携行品 輸出解禁

- ・ 平成28年1月:
豚肉、牛肉とこれらの加工品
- ・ 平成28年9月: 鶏卵

<主な要件>

牛肉、豚肉等	国内産	個人消費	5kg以内
鶏卵	国内産	個人消費	30個以内

上記を満たしたものに、動物検疫所の簡易証明書(シール形式)を添付

<実績>

平成28年1月15日～令和元年8月31日
牛肉: 約**6.7**億円(35トン)
豚肉: 約**243**万円(0.9トン)

※動物検疫所検査実績より

台湾: 牛肉の輸出解禁

- ・ 平成29年9月: 解禁

<主な要件>

- ・ 厚生労働省が認定し、台湾政府当局が承認した食肉処理施設に由来すること。
- ・ 月齢30ヶ月未満の牛に由来すること。

<実績>

平成29年9月22日～令和元年8月31日
牛肉: 約**75**億円(1189トン)
※財務省貿易統計より

オーストラリア: 牛肉の輸出解禁

- ・ 平成30年5月: 解禁

<主な要件>

- ・ 厚生労働省によって認定された食肉処理施設に由来すること。
- ・ 月齢制限なし。

<実績>

平成30年5月29日～平令和元年8月31日
牛肉: 約**2.2**億円(29トン)
※財務省貿易統計より

日本からの畜産物の輸出に関する動物検疫の現状

1. 輸出が可能な主な品目及び国・地域

(令和元年9月11日現在)

品目		国・地域	貿易量(平成30年)
牛肉		カンボジア、香港、台湾、米国、シンガポール、EU、タイ、マカオ、ラオス、タジキスタン、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、フィリピン、豪州、UAE、インドネシア、スイス、ロシア、ニュージーランド、カタール、ミャンマー、バーレーン、モンゴル、アルゼンチン、ブラジル、バングラデシュ、ウルグアイ等	3,560トン(247億円)
豚肉		香港、マカオ、シンガポール、カンボジア、ベトナム、タイ等	2,228トン(11億円)
家きん肉		香港、カンボジア、ベトナム、シンガポール等	9,657トン(20億円)
殻付き家きん卵		香港、シンガポール、台湾、米国、韓国、EU※1等	5,861トン(15億円)
乳製品	LL牛乳	香港、台湾、シンガポール、タイ、EU※1等	4,966トン(11億円)
	チーズ	台湾、ベトナム、香港、タイ、EU※1等	835トン(12億円)
	育児用粉乳	ベトナム、台湾、香港等、EU※1等	5,758トン(86億円)
	アイスクリームその他氷菓	台湾、中国、シンガポール、香港、米国、タイ、韓国、EU※1等	5,612トン(36億円)
牛皮		タイ、韓国、香港、ベトナム、インド、台湾等	9,937トン(13億円)
豚皮		タイ、韓国、ベトナム、カンボジア、香港等	64,573トン(66億円)

2. 輸入解禁を要請し、協議中の国・地域

資料:財務省「貿易統計」

- 牛肉:中国、韓国、ブルネイ、トルコ、イスラエル、サウジアラビア、クウェート、レバノン、南アフリカ、ペルー、チリ
- 豚肉:EU、米国、中国、台湾※2、韓国、フィリピン、メキシコ
- 家きん肉:EU、米国、ロシア、マカオ、中国、台湾、韓国、モンゴル、シンガポール、インドネシア、フィリピン、マレーシア、バングラデシュ、パキスタン、UAE
- 家きん卵:ロシア、マカオ、中国、インドネシア、フィリピン、マレーシア、バングラデシュ、UAE
- 乳・乳製品:中国 ○牛・豚原皮:中国、台湾※2、フィリピン※2

※1 今後、厚生労働省が施設認定のための手続きを定める予定

※2 岐阜県における豚コレラの発生を受けて、台湾及びフィリピンは日本全国からの豚肉、豚皮等の輸入を停止中

動物検疫に係る輸出解禁の特徴と流れ

○ 動物検疫に係る輸出解禁は、「農林水産業の輸出力強化戦略」において策定された国・地域別の輸出拡大戦略及び産地の要望を踏まえ、輸出先国・地域への解禁要請をした後、輸出先国・地域において疾病のリスク評価がなされ、検疫条件の協議を経て、行われる。

○ 検疫協議では、OIE(国際獣疫事務局)が通報対象と定める家畜の伝染性疾病を中心に、輸出先国、地域及び品目に応じて対象疾病を決定する。

主な疾病は、口蹄疫(牛、豚)、BSE(牛)、アフリカ豚コレラ・豚コレラ(豚)、高病原性鳥インフルエンザ(鶏)。

※ 日本は口蹄疫、BSE、アフリカ豚コレラの清浄国。

○ 加工食品(ハム等)も、検疫協議の対象。

輸出解禁に向けた流れ (令和元年8月2日現在)

輸出先への解禁要請

- ・韓国 牛肉、豚肉
- ・インドネシア 鶏肉
- ・フィリピン 鶏卵

等

動物検疫協議中

輸出先国・地域による
疾病リスク評価(※1)の実施中

- ・中国 牛肉、豚肉
- ・フィリピン 豚肉
- ・米国 豚肉
- ・EU 豚肉
- ・台湾 豚肉、鶏肉
- ・トルコ 牛肉
- ・サウジアラビア 牛肉

等

検疫条件の協議中

- ・中国 牛乳・乳製品
- ・ロシア 牛肉 (施設追加)
- ・マレーシア 鶏肉
- ・米国 鶏肉
- ・EU 鶏肉

等

輸出解禁済

(平成28年度以降の実績)

- ・豪州 牛肉、牛肉エキス
- ・ブラジル 牛肉製品等(携帯品)
- ・タイ 牛肉(30ヶ月齢制限 限齢廃)、豚肉
- ・シンガポール 牛肉・豚肉、鶏卵(携帯品)
- ・台湾 牛肉、鶏卵・卵製品
- ・マレーシア 牛肉
- ・アルゼンチン 牛肉、ラリン
- ・米国 鶏卵
- ・韓国 鶏卵
- ・ウルグアイ 牛肉
- ・ロシア 牛肉(2施設追加)
- ・EU 卵及び卵製品
乳及び乳製品

等

約6年(平成15年以降に解禁された20カ国の平均)

※1:家畜衛生体制や疾病の清浄性の評価 ※2:今後、厚生労働省が施設認定のための手続きを定める予定

参 考 资 料

家畜伝染病予防法の概要

家畜伝染病予防法の目的: 家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る。

発生予防対策

発生時には…

まん延防止対策

発生国・地域

国

(農林水産省)

都道府県

(家畜保健衛生所)

連携

防疫指針の作成等

発生時に備えた準備

- ・農場での飼養衛生管理が適正に行われるよう指導・助言、勧告、命令
- ・補完的に提供する埋却地の準備
- ・防疫対応に必要な資材の確保、派遣人員のリストアップ、防疫演習等を実施

都道府県

(家畜保健衛生所)

国

(農林水産省)

- 防疫方針の決定・改定
(緊急防疫指針の策定)
- 財政支援 (消毒費用等)
- 人的支援 (専門家、緊急支援チーム等の派遣)

市町村

都道府県が防疫指針等に基づき行う措置に協力

まん延防止措置

- ・発生農場周辺の通行の制限・遮断
- ・家畜等の移動の制限、と畜場の事業の停止等
- ・消毒ポイントを通行する車両の消毒
- ・患畜等の所在した畜舎等の消毒、当該畜舎等における消毒設備の設置、当該設備による消毒
- ・患畜等の速やかな処分 (動物福祉に配慮)
- ・患畜等の死体・汚染物品の焼却・埋却
- ・指定家畜の予防的殺処分 (口蹄疫のみ)

人的支援
財政支援
(疫学調査チームの派遣)

国 (動物検疫所) による水際措置の徹底

- ・動物、畜産物等の輸出入検疫
- ・入国者に対する質問、携帯品の検査・消毒

患畜の早期の発見・通報

- ・特定症状を呈している家畜を発見した旨の届出
- ・患畜等が発見した旨の届出

発生農場

農場での飼養衛生管理の徹底 (飼養衛生管理基準等)

- ・飼養衛生管理基準の遵守
- ・畜舎等における消毒設備の設置、当該設備による消毒
- ・患畜等の焼却・埋却が必要となる場合に備えた土地、施設の確保等
- ・家畜の飼養衛生管理状況の定期報告
- ・患畜等の早期の発見・通報の徹底

家畜の所有者

国の財政支援

- ・患畜等に係る手当金及び特別手当金 (口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等のみ) の交付
- ・必要な防疫措置を講じなかった者に対する手当金及び特別手当金の減額
- ・指定家畜に係る補償金、飼料費等の費用の交付
- ・家畜の死体・汚染物品の焼却・埋却の費用の負担
- ・移動制限による出荷制限に伴う経済的損失の補填

口蹄疫の発生等を踏まえた家畜伝染病予防法改正（平成23年）のポイント

- 平成22年度の宮崎県における口蹄疫の発生状況や同年度の高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家畜伝染病の「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いて防疫対応を強化する観点から、平成23年4月に家畜伝染病予防法を改正。
- 上記改正のうち、財政支援の強化等については同年7月1日から、入国者に対する質問、飼養衛生管理基準の内容の追加、一定症状の届出義務等については同年10月1日から、それぞれ施行。

発生の予防

- ・ 家畜防疫官に、入国者に対する質問、入国者の携帯品の検査・消毒に関する権限を付与。
- ・ 平時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等に入る者の身体、物品及び車両の消毒を徹底。
- ・ 飼養衛生管理基準の内容に、患畜等の焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保等の措置を追加。
- ・ 家畜の所有者に都道府県知事への家畜の飼養衛生管理状況の報告を義務付け、飼養衛生管理基準を遵守していない場合、都道府県知事は、指導・助言、勧告又は命令を実施。

早期の発見・通報

- ・ 患畜・疑似患畜の届出義務とは別に、農林水産大臣の定める一定の症状を呈している家畜の届出義務を創設。

その他

- ・ 家畜の伝染性疾病の病原体について、的確な管理を行う観点から、病原体の所持に関する許可制等を導入。

迅速・的確な初動対応

- ・ 口蹄疫のまん延防止のための最終手段として、患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分を導入。
- ・ 家畜伝染病の発生時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等から出る者の身体・車両の消毒を徹底。
- ・ 消毒ポイントを通行する者の身体・車両の消毒義務を新設。

財政支援の強化

- ・ 口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額を交付。
- ・ 必要なまん延防止措置を講じなかった者に対する、手当金又は特別手当金の全部又は一部の不交付又は返還のルールを創設。
- ・ 都道府県が移動制限等をした場合における売上げの減少額等の補填対象となる畜種を家畜全般に拡大。
- ・ 都道府県による消毒ポイントの設置に要した費用を家畜伝染病予防費の対象に追加。

国内防疫の取組

(1) 国は、都道府県と連携して、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のための取組を実施。

(2) 発生予防として衛生管理の徹底やサーベイランスによる発生状況の把握、ワクチン接種の指導等を実施。

(3) 疾病の発生時には、まん延を防止するため感染家畜の処分や移動制限などを実施。

